

審査局

違反を見抜き、競争の秩序を守る

業務紹介

一般消費者の利益を守り
独占禁止法違反に挑む審査局の使命

公取委の最大のミッションは「一般消費者の利益の確保」です。例えば、入札談合が発生すれば税金の無駄遣いにつながりますし、価格カルテルが発生すれば消費者は通常より高い価格で商品やサービスを購入させられてしまうなど、独占禁止法に違反するような行為は一般消費者の利益を最終的に損なうものです。公取委の審査局では、このような独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するべく、日々、法執行業務に励んでいます。

審査局における法執行業務とは、事件のきっかけをつかみ(端緒)、違反の事実があるかどうかを調べ(行政調査手続)、違反行為の事実があると考える場合に、排除措置命令や課徴金納付命令を行い(行政処分)、事業者に不服がある場合、裁判所で違反行為の存在を主張立証する(抗告訴訟)という仕事が中心です。

IT・デジタル分野の重要課題に
日々取り組む

これらの仕事を適切に遂行していくためにはチームとしての対応力が強く求められるとともに、調査に当たる審査官がそれぞれの能力を最大限に発揮し、総力を結集させることが重要です。例えば、事情聴取で必要なコミュニケーション能力、立入検査で収集したデータ等の分析力や経済学の活用、海外当局との間で必要な語学力等が挙げられます。特に最近では、令和6年11月にアマゾンジャパン合同会社への事件審査を開始したり、令和7年4月にはGoogle LLCに対して排除措置命令を行ったりするなど、IT・デジタル分野への法執行も積極的に取り組んでおり、このような分野の対応能力も求められています。加えて、現代の企業が保有する情報の多くが電子化

係員(1~2年目)の業務紹介

審査局管理企画課は、独占禁止法違反被疑事件を調査する審査局における事務の総合調整を担っており、総括係員は、審査局の窓口としての業務を行っています。日々の業務としては、審査局の活動についての資料作成や、審査局内の各課室が作成した文書のチェック等があります。

されていることもあり、デジタル証拠の収集・解析の重要さが日に日に増してきているところです。

チームで担う多様なデジタル証拠の最前線

違反事実の立証のためには、PCデータ、電子メール、クラウドデータ、サーバーデータ、スマートフォン等といった膨大かつ多様なデジタル証拠の収集・解析が求められます。審査局でこの収集・解析をメイン業務として行っているのがDFT(Digital Forensics Team)と呼ばれるチームで、高度な知識を有する精鋭の職員が所属しています。DFTでは、立入検査等におけるデジタル証拠の収集、収集したデジタル証拠の保全・解析、最新の技術やOS／アプリの機能に関する情報収集・研究、データの収集・解析に関する助言や補助を通じた事件審査支援等、日夜、様々な業務を行っています。こうした業務は、いまや事件審査において欠かせないものとなっています。

これらの作業は地道な作業で苦労も伴います。しかしながら、事件の措置と公表を通じて自分たちが取り組んだ仕事の社会的な意義・インパクトをダイレクトに実感できる審査局の業務の達成感はとても大きいものです。



また、他部局との連絡や外部からの電話対応、さらには国会対応等もあります。

このように、管理企画課総括係員の業務は、審査局全体の動きを把握できるとともに、幅広い経験を積むことができるものだと思います。



吉井 悠祐

Yoshii Yusuke

審査局 第四審査審査専門官
平成22年4月入局

地道な調査と正確な資料作成により
事件解明を支えた貴重な経験

係員時代のあるとき、上司からあることを調べてまとめるよう命じられました。それは事件の実態を解明する上で必要なことでしたが、公になっている情報は少なく、立入検査で収集した留置物を中心にインターネット上の情報と比べながら資料を作成しました。結果としてA4用紙1枚の資料を作成するのに約1か月掛かりましたが、上司が資料のデータを事件の関係人に確認したところ、間違いがなかったので、正確な資料として委員会で議論を行うための資料の一部になりました。

今は、スピードが求められる時代ですが、たとえ資料作成に1か月掛かったとしても、課の中で誰も分からなかつたことが、分かるようになったことは、それだけ事件の実態解明につながったということであり、私自身、面白さと奥深さを実感しました。

部下である係員が作成した資料については、法令等に抵触していないか、合理的な内容となっているか、公取委の中でしか通用しない内容になっていないか、対外的に説明できるかという点を意識の上、確認し、必要な指摘をしています。

一見厳しいと思われるかもしれません、公取委だけでなく、どこの省庁、どこの会社に行っても必要な観点だと思っています。

私自身、この観点を心掛けながら業務を進めることで、つまずくことが減ったと実感しています。



稻垣 朱音

Inagaki Akane

審査局 第三審査上席係員
令和6年4月入局

審査業務を幅広く経験する中で実感した
成長とやりがい

立入検査等の証拠収集、収集した証拠の整理等を通じて、独占禁止法違反事件の調査に携わっています。審査業務は、独占禁止法や様々な規程に基づいて行われるため、それらを理解するのに苦戦することもありますが、事業者や代理人とのやり取りや、関係者への事情聴取を係員のうちから任せてもらえるため、審査業務の経験を幅広く積むことができ、やりがいを感じています。

先日、初めて自身が主担当となって、事情聴取に臨み供述調書を作成しました。その事前準備は証拠の精査等、根気のいるものでしたが、準備の過程も含め成長できたと思います。上司の御指導の下、調書を作成し、無事に供述人から署名押印を頂けた時は、安堵するとともに審査業務に貢献できたという達成感を得られました。

上司や先輩に気軽に相談しやすく、また、若手のうちから様々な業務に挑戦させてもらえる環境は、審査局の魅力だと感じています。私は審査局に配属されてまだ日が浅く、分からぬこともありますが、自分で考えたことや疑問に思ったことを上司や先輩に話したり、質問したりすることで、理解を深めています。すぐに相談できる環境があるからこそ、難しい業務にも、積極的にチャレンジすることができます！

審査局

情報管理室

日々寄せられる「端緒」と真摯に向き合い
事件審査につなげていく

取引部

相談指導室

企業等の取組を
相談対応でサポート

業務紹介

独占禁止法違反事件のきっかけとなるような情報を「端緒」といって、この端緒を処理する部署が情報管理室です。端緒処理業務では、違反の疑いのある情報を受け付けたり、あるいは、職権で探知（職員が自ら探し出すこと）したりするほか、これらの情報を本格的な事件調査につなげるため補足的な調査も行っています。

情報の受付は、公取委ウェブサイトの電子申告フォームや電話等を活用して幅広く行っています。また、情報が寄せられるのを待つだけではなく、公取委が関心を持っている分野に関する情報収集を積極的に行って違反の疑いのある情報を職権で探知する

こともあります。このようにして得られた情報については、貴重な端緒として真摯に向き合いながら、室内で議論して本格的な事件調査につなげられるものかどうかを検討しています。

補足的な調査においては、情報提供者や業界団体等に対する取引実態に関するヒアリングや、インターネットや書籍を活用した関連情報の収集等を行います。また、例えば談合に関する情報として、談合参加者の打合せが行われる日時・場所の情報提供があれば、現地で張り込みをすることもあります。これらの補足的な調査で得られた情報を活用して、本格的な事件調査につなげていきます。



樋下 大介

Hinoshita Daisuke

審査局 情報管理室審査専門官（主査）
平成12年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

情報管理室の総括係員は、申告文書の受付業務を行っており、申告に対する独占禁止法の適用法条を検討したり、他課室の所掌業務について問い合わせをしたりする中で、独占禁止法の考え方や各課室の役割を知るなど、公取委の一年生として学びの多い日々を送っています。

また、月ごとの定例の会議や業務に向けた資料作成も任されており、資料作成のスケジュール構築や管理等、室としての業務の円滑化のために主体的に働くことがあります。とてもやりがいを感じます。

業務紹介

企業や業界団体が創意工夫をして新しい事業や施策に取り組むことは、日本経済の活性化・発展に不可欠ですが、その取組を実施することで、競争を制限したり、消費者の利益を侵害したりする場合には、独占禁止法上問題となることがあります。相談指導室では、企業等から、実施前の取組についての相談を受けて独占禁止法上の問題の有無を回答することで、独占禁止法違反を未然に防止すると同時に、企業等が独占禁止法に違反せずに安心して取組を実施できるようサポートしています。

相談は、電話やメールによって年間1,000件以上寄せられています。相談者は業界を問わず、大企業から中小企業まで

様々で、相談内容も競争関係にある企業同士による業務提携や業界団体による自主規制の策定等、多岐にわたりますが、最近では温室効果ガスの排出量削減や、働き手不足解消等の社会的課題の解決に向けた取組の相談も増えており、日本経済の新しい動きに直接触れていると実感できます。

また、相談者から寄せられた相談のうち、他の企業等にも参考となる相談の概要を「相談事例集」としてまとめ、毎年公表しているほか、中小企業が身近に相談できるように全国各地の商工会及び商工会議所の協力を得て「独占禁止法相談ネットワーク」を構築し、相談を受け付けています。



福岡 久美子

Fukuoka Kumiko

取引部 相談指導室企画調整係長
平成17年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

相談指導室の総括係員は、企業の方々からの相談を受ける場に同席し、説明を受けた内容についてメモを作成したり、過去に類似の相談を受けていないかを確認したりしています。また、現在室内で対応中の相談案件の進捗状況の取りまとめ、毎月の相談件数の報告のための

多様な相談を通じて広がる学びと達成感

公取委が所管する独占禁止法は、特定の業界にのみ適用されるものではないので、相談指導室に寄せられる企業等からの多様な相談に対応するためには、独占禁止法以外に、その相談の背景にある社会情勢や業界の動向・慣習・関係法令等を知る必要があります。相談を受けて初めて接する業界も多く、新たな知識の取得には苦労することがありますが、その分学びが多いと感じています。また、相談対応は、自身の回答によって、企業等の事業活動に大きな影響を与えることがあるため、回答時にはとても緊張しますが、相談者から「分かりました」の言葉を頂けるとホッと安心すると同時に、大きな達成感を得ることができます。

相談者を含め、公取委外の方と対応する際に意識しているのは、相手の立場から「も」考えてみるということです。同じ事柄について、独占禁止法の観点からはこのように捉えるけれども、この業界の人は別の捉え方をするのではないかと考え、それを踏まえて対応すると相手方の理解や納得を得られることが多いです。様々な観点から物事を見ることができるように、日頃から業務に関係しそうな情報はこまめに確認するよう心掛けています。



資料作成も行います。

様々な業務に取り組むことは大変で、難しい部分もありますが、分からないことは上司に相談しながら、相談指導室における相談対応が円滑に進むよう、任された業務を進めています。



フリーランス取引適正化室 総括班・執行総括班 下段中央に座っているのが小林慎弥室長です。

フリーランスが安心して働く環境作り

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた中で、取引先との関係で報酬の不払いやハラスメント等、フリーランスが様々なトラブルを経験していることが明らかとなっています。

個人で仕事を受けるフリーランスが直面している取引先とのトラブルに対して、彼らが安心して働く環境を整備するためのルールを定めた法律がフリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)です。フリーランス法は、独占禁止法、取適法に続く公取委が所管する法律として令和6年11月に施行されました。そして、フリーランス法に関する法執行と政策立案の両方の業務を担当する部署がフリーランス取引適正化室です。

法執行と政策立案の両面を担う

法執行の面では、フリーランス法に違反する行為が疑われる事業者に対する調査を行い、問題があれば措置を採り、違反行為を受けたフリーランスの数や行為の悪質性を考慮して公表を伴う勧告を行いう場合もあります。

政策立案の面では、違反行為を未然に防止するためのガイドラインの策定・改正や、フリーランス及び発注事業者からの相談への対応等を担当しています。

また、施行から日が浅い法律であるフリーランス法の認知度を高め、理解を深めてもらうために、SNSを活用したフリーランス法に関する情報発信や説明会の実施等の周知広報を行っています。

法律を分かりやすく伝える

フリーランス法違反行為の未然防止を図るために、当事者となる方々にフリーランス法を知ってもらう必要があります。フリーランス取引適正化室でフリーランス法の周知広報を担当しているのが普及啓発班です。

普及啓発班では、フリーランス法を解説する説明会の開催、公取委の公式XやYouTube等のSNSを活用した情報発信、印象的なキャラクターを起用した特設サイトの開設や広告掲出といったプロモーション活動等、様々な手法で周知広報を行っています。

あらゆる分野に存在するフリーランスとその発注者のフリーランス法への認知度を高めるためには、誰にでも理解しやすい表現で情報発信することが重要です。そこで普及啓発班がこだわっているのは「法律を分かりやすく伝える」ということです。

例えば、周知広報の一環としてYouTubeで職員が解説するフリーランス法動画を配信していますが、動画の中では難しい法律用語はなるべく使わず、分かりやすくかみ砕いた表現にする、身近な季節のイベントに絡めて説明するといった工夫をしています。また、特設サイトでは、イラストレーター兼漫画ブロガーのBUSON氏のオリジナルキャラクター「しきぶちゃん」とコラボして法律のポイントを分かりやすく、そして、親しみやすく説明しています。

こういった分かりやすさに重点を置いた周知広報に取り組み、様々な場面で「フリーランス法の説明が分かりやすかった、よく理解できた」といった声を聞くと、狙いどおりの情報発信ができたと実感し、自分達が発信した情報がフリーランス法の



フリーランス取引適正化室 企画班・普及啓発班



認知度を高めることに貢献できているのだという達成感を得られます。

フリーランス法の周知広報業務は、フリーランス法を広めることで当事者となる方々の働き方に直接影響を与えるという点で、社会的意義が大きく、重い責任を伴う仕事だと感じます。様々な分野で活躍するフリーランスが安心して働く環境を作るため、今後も、試行錯誤を重ねながら、フリーランス法をより効果的に浸透させる周知広報を行っていきます。

違反行為に厳正対応

調査班では、フリーランス法の執行業務を担当しています。フリーランスからの情報提供(申出)や事業者に対する定期調査等から、違反行為につながる情報を収集し、フリーランス法

違反が疑われた場合には、発注者への立入検査、報告命令、ヒアリング等の調査を行います。発注者から取引に関する資料を収集するほか、フリーランスからのヒアリングを行うなど、事案に応じた調査を実施し、どのような取引実態があるのか、フリーランス法に違反する事実がないかを確認します。

違反が認められれば指導や勧告等を行います。勧告を行った場合には違反事実の概要とともに会社名等も公表しており、新聞やニュースで報道されると、社会的な反響を感じます。

フリーランスはあらゆる分野に存在するため、様々な業界が調査対象となり、馴染みのない業界であれば資料を読み解くことが難しい場合もありますが、対象とするフィールドの広い公取委が社会に果たす役割の大きさを実感する場面もあります。



フリーランス取引適正化室 調査班

業務紹介

取適法の周知活動と執行強化で 取引の適正化を目指す日々

独占禁止法で禁止されている不公正な取引方法のうち、優越的地位の濫用や取適法（令和7年12月までは「下請法」）はいずれも取引上の地位を利用して取引相手に不当に不利益を与える行為を規制するものです。

企業取引課では取適法が令和8年1月1日に施行されたことを受け、法律の周知や執行に力を入れているところです。取適法施行前には、広報活動や、規則等の下位法令等の整備に取り組んできました。

法律が改正されても、それが世間に知られないなければ意味がありません。そのため、全国47都道府県で改正ポイントの説明会を実施したり、多くの人の目に触れるよう様々な媒体を活用した広告を作成したり、出版物の作成等に取り組みました。

今後はより一層取適法という名前とその内容を社会に浸透させるとともに、業所管省庁とも連携した執行を行い、取引の適正化を図っていきます。

多岐にわたる業務を通じて 取引の適正化を図る

このほか、企業取引課は日頃から、事業者の方等からの相談を受けて解釈をお示しするほか、必要に応じて実態調査を実施し、既存の取引慣行の問題点を明らかにした上で、ガイドライン等で法律上の考え方や運用の方針を明確にすることことで違反行為の未然防止を図っています。課内の班ごとの業務についてもそれぞれ紹介させていただきます。

一つ目は総括班です。この班は国会対応、予算や機構・定員の要求、他省庁・他課室との連絡や調整を主に担い、課内の取りまとめを行っています。

二つ目は企画班です。この班は優越的地位の濫用や取適法の

係員(1~2年目)の業務紹介

企業取引課の総括係員は主に課内の庶務作業、説明会等の準備、他課室や他省庁からの発注の対応、外部からの電話対応を行っています。また、国会対応も多いことから、国会期間中は本会議や委員会での法案審議に随行する

解釈の明確化、ガイドラインの策定、優越的地位の濫用や取適法関係の周知・広報を担当しています。

三つ目は指導班です。この班は優越的地位の濫用や取適法に係る相談対応、商工会議所等と連携した取適法の各種講習対応等の業務を行っています。

これらに加えて、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境整備の重要性が高まる中、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、企業取引課に優越的地位濫用未然防止対策調査室が設置され、実態調査を通して、優越的地位の濫用の未然防止を図っています。

注目度が高まる企業取引課の業務

企業取引課の業務は社会に与える影響が大変大きく、また、価格転嫁の機運が高まっている中で世間的な注目度も増しています。今後、企業取引課の業務の重要性はますます高まることうと思います。世の取引の適正化を図るために、真摯に取り組んでいくことができる方を、心からお待ちしております。



こともありました。さらに、関係省庁との会議や事業者向け説明会にも随行することがあり、係員として基本的な力が身につくことはもちろんのこと、幅広い経験を積むことができることも大きな特徴です。



今 智哉

Kon Tomoya

取引部 企業取引課指導係長
平成26年4月入局

電話相談に向き合い 国民の役に立つことの喜び

私は、指導班で、取適法や独占禁止法の優越的地位の濫用に関する相談業務を担当しています。具体的には、民間事業者から、主に電話で、「この取引の進め方に問題はないか」、「取引先から不当な要求を受けて困っている」といった内容の相談を受け、それに対し、取適法の考え方を説明したり、必要に応じて申告窓口を案内したりします。電話相談と聞くと身構える方もいると思いますし、知らない人と電話するのはちょっと、、、という方もいるかもしれません。確かに、時には難しい相談もありますが、相談者から「丁寧に説明してくれてありがとう」と感謝される嬉しさですし、何より、自分の業務が国民の役に立っているという実感が持てるることは、大きなやりがいです。

公取委は、様々な業界や商品・サービスを対象に法執行や実態調査を行うため、これまでに馴染みのなかった世界に触れる機会も多いです。法執行や実態調査において、業界等の特性は重要なポイントの一つですので、馴染みのない業界等のことであっても興味・関心を持って臨み、新しい発見を楽しめる人が向いていると思います。



池田 悠作

Ikeda Yusaku

取引部 企業取引課係員
令和6年4月入局

業務紹介

取引適正化調査室(令和7年12月までは下請取引調査室)は、取適法(令和7年12月までは下請法)の執行を担当しています。

取適法違反事件調査では、委託事業者の会社に赴き、中小受託事業者との取引内容を示す資料の確認や、発注担当者等からヒアリングを行います。また、中小受託事業者へもヒアリング等の調査を行い、取引の実態を解明します。取適法違反行為が行われていた場合は、行政指導を行い、取引を改善してもらいます。

また、一定の重要な事件の場合は、委託事業者に対して勧告を行い、その違反内容を公表しています。例えば、最近では、スーパーマーケットを展開する委託事業者や家電の量販店で

ある委託事業者に対し、中小受託事業者に支払うべき代金を減額していたとして勧告を行いました(令和7年9月)。

勧告も含めたこれらの行政指導により、本来中小受託事業者が受け取るべきであった額を委託事業者に支払わせるなどの改善措置を実施しています。ちなみに、令和6年度は、平成以降で最も多い21件の勧告を行いました。

取適法の執行は、委託事業者に取適法を遵守してもらうことにより、適正な価格転嫁を促進させ、中小受託事業者の貢上げを行うための重要な役割を担っています。日々の業務が、我が国の新しい商慣習を作る一步になっていくことを我々と共に実感してください。



関根 由詔
Sekine Yoshinori

取引部 上席取引適正化検査官
平成7年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

取引適正化調査室の総括係員の業務には、外部からの電話対応、他課室からの照会への対応、各検査班が実施した調査の件数等の取りまとめ、公表資料の作成等があります。

また、事件担当官として実地調査やヒアリング調査に行く

ことは基本的にありませんが、他課室や地方事務所等の取引適正化調査課と連絡を取って会議の日程を調整したり、勧告事件の公表に向けてホームページの更新作業をしたりして、事件の処理が円滑に進むようサポートすることも重要な業務です。

業務紹介

株式取得や合併等の企業結合は、企業の成長戦略の一環として非常に重要な手段であり、新たな価値創出や国際競争力の強化に寄与するものです。一方で、市場が独占されるような企業結合が行われれば、企業にとっても創意工夫を通じた更なる成長は期待できませんし、取引先や最終消費者に不利益をもたらすこととなります。

そこで、独占禁止法では、一定規模を超える会社が、株式取得や合併等の企業結合を行う場合には、事前に公取委に届出を行うことを義務付けています。そして、企業結合課では、事業者から届出のあった企業結合が、市場の競争を制限し、

需要者や消費者の利益を損なうものでないかを審査しています。

企業結合審査に当たっては、企業結合が行われる市場の商品やサービスの特徴等を把握し、市場の構造や競争状況等を確認する必要があります。そのため、企業に対するヒアリングやアンケートの実施、経済分析チームによる経済的観点からのデータ分析を行うこともあります。当事会社と適切にコミュニケーションを取りながら、企業結合計画の論点を整理して、市場に与える影響を迅速かつ的確に審査しています。



後藤 景子
Goto Keiko

経済取引局 企業結合課長補佐(総括担当)
平成22年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

企業結合課の総括係員の主な業務は他部署からの作業依頼と事業者からの電話への対応になります。作業依頼では、求められている作業の内容を確認し、過去の資料を探したり、上司と相談したりしながら業務を進めています。

電話対応では、事業者やその代理人から新しく計画されている企業結合の相談や独占禁止法上の考え方に関する質問等を多く頂きます。

相手方が伝えたいことは何かを意識しつつ、適切なコミュニケーションを取ることを心掛けています。

ダイナミックに変化し続けるデジタル市場の競争政策を担う(デジタル市場企画調査室)

国境なきデジタル競争。世界の巨大テックの不公正を正す、競争政策の最前線(官房参事官(デジタル担当)付)

業務紹介

デジタル市場企画調査室

進化するデジタル市場で
新たな競争政策を追求する

デジタル市場企画調査室では、デジタル市場における様々な分野について実態調査を行い、独占禁止法や競争政策上の考え方を示すことにより、違反行為の未然防止や関係事業者における競争制限的な取引慣行の自主的な改善に向けた取組の促進を図るほか、実態調査の結果に基づいて、独占禁止法を補完する新たなルール整備に向けた提言を行っています。

これまでに、当室はオンラインモール・アリストア、デジタル広告、クラウドサービス、モバイルOS、ニュース配信、動画配信サービス、生成AIについて実態調査を行い、報告書を公表してきました。

また、デジタル市場の特質上、競争政策上の課題は国境を跨いで各国・地域と共に通じているため、海外の競争当局や事業者等とも積極的に意見交換を実施しています。さらに、当室では公取委員会を対象にデジタル市場に関する勉強会を開催し、日々変化していくデジタル分野に関して知識のアップデートを図っているほか、専門的スキルを有する民間人材をデジタルアナリスト(非常勤の国家公務員)として10名(令和8年1月1日時点)採用しており、巨大IT企業に対応できる体制整備を行っています。

このように、デジタル市場企画調査室の業務は、ダイナミックに進歩し続ける分野を対象としており、時代に即したより良い競争政策を追求しています。

官房参事官(デジタル担当)付

スマホソフトウェア競争促進法を通じて
公正なデジタル競争環境を守り抜く使命

官房参事官(デジタル担当)付は、日本のデジタル市場の



未来を左右する重要な法律、スマホソフトウェア競争促進法(スマホ法)の運用を担っており。この法律は、昨年(令和7年)12月に全面施行されたばかりの新しい法律であり、いまや生活のインフラとなっているスマートフォンを利用するためには欠かせないモバイルOSやアリストア、プラウザ等の「特定ソフトウェア」に焦点を絞りつつ、少数の有力な事業者による寡占市場で生ずる競争制限的な行為を迅速に解決するためのものです。このスマホ法は今後のデジタル市場において、より公正かつ自由な競争を促進する「要(かなめ)」となると確信しています。巨大テック企業が、デジタル市場を支配し、新規参入を排除すれば、イノベーションは停滞し、事業者や消費者の利益は深刻に損なわれます。公正かつ自由なデジタル競争環境を守り抜くことが、日本企業による新しいサービスの創出を促進し、イノベーションを後押しします。その結果、より安価で多様なデジタルサービスを享受でき、ひいては日本の経済全体の発展、そして国民生活の豊かさに直結することとなり、極めて社会的意義の大きい業務となっています。

公取委の業務の中でも、最もダイナミックに進化し続けるこの分野で、今後も時代に合ったより良い競争政策を追求し、デジタル市場の競争環境を守り続けます。公正で開かれた市場こそが、豊かな未来を築く鍵だと信じています。

デジタル市場企画調査室係員(1~2年目)の業務紹介

デジタル市場企画調査室の総括係員の主な業務は、実態調査業務、当室に所属するデジタルアナリストと協力してプロジェクトを進めたいという要望を他課室から受けた際の調整、他課室からの各種発注業務への対応です。実態調査の具体的な業務として、調査対象分野に関する情報

収集やヒアリングを通じた業界の実態把握を行い、独占禁止法・競争政策上の問題がないか検討しています。また、デジタルアナリストと日々コミュニケーションを取りながら、デジタル分野に係る最新情報の取得に努めています。



池澤 大輔

*Ikezawa Daisuke*経済取引局 デジタル市場企画調査室長
平成21年4月入局デジタル市場を深く理解して
競争政策の論点を探る

近時発展の著しい生成AIを始めとするデジタル技術は、我々の暮らしを飛躍的に豊かにしてくれています。市場における公正かつ自由な競争は、そうした技術やサービスの発展に欠かせません。私が担当しているデジタル市場の実態調査は、市場の実態を把握し、競争政策上の論点を明らかにすることで、市場の競争を促進することを目指すものです。デジタル市場における競争政策上の論点を的確に把握するためには、当然のことながら、市場に関する深く正確な理解が求められます。テクノロジーの専門家であるデジタルアナリストと協働しながら、また、時には海外の競争当局の担当者とも議論しながら、市場への理解を深め、徐々に課題を明らかにしていくという作業は、とてもエキサイティングなことだと感じています。

公正かつ自由な競争を可能とする市場環境は、経済を発展させ、個々人が輝ける社会を作っていく上で不可欠なインフラです。独占禁止法と競争政策というツールを使って、どのようにこのインフラを維持し、改善していくのか、そうすることで、社会をどのように良くできるのかを自問自答するようになっています。また、専門性の高い領域で仕事をするために、常に学ぶという姿勢を大事にしています。あわせて、できる限り視野を広げられるよう、好奇心を持って様々な話に触れるよう心掛けています。



白石 龍輝

*Shiraishi Tatsuki*官房 参事官(デジタル担当)付
デジタル調査官(主査)
平成30年4月入局

業務紹介

調整課はその名のとおり、主として政府規制の強い特定の事業・業界について各省庁が立案した法律案や各省庁が行う施策が、公正で自由な競争を制限したり、阻害したりすることのないよう、各省庁からの相談を受けるなどして調整をしています。簡単にいうと行政機関のための独占禁止法相談窓口です。

そのほかにも、様々な分野における独占禁止法及び競争政策上の問題点や論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促したり、制度所管官庁による規

制制度の見直し等を提言したりする活動(=アドボカシー)の一環として、実態調査を行っています。

皆さんはタクシー配車アプリを利用したことはありますか? 調整課では、令和7年4月に「タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書」を公表し、当該分野について独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示しています。意外と皆さんの生活に根ざした分野についても実態調査を行っていますので、興味のある方は是非公取委のHPで実態調査報告書をご覧ください。



堀江 優貴

Horie Yuki

経済取引局 調整課係長
平成30年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

調整課の総括係員は主に庶務や地方公共団体からの相談への対応等を担当します。地方公共団体からの相談については、基本的に電話で相談内容を聞き取り、独占禁止法上問題がないかどうか検討します。

回答は、まずは自分で内容を検討した上で、上司にも

分野を越えて学び、競争政策の奥深さに触れる

法令や施策について行政調整を行うときや、実態調査を通じて競争政策上の提言を行うときには、関係する商品・サービスの性質や商流、制度の成り立ちや背景、業界の慣習や利害関係等についてよく理解する必要があります。馴染みのない分野を理解することは簡単ではありませんが、その過程で、日常生活では得られない新たな発見がある点に面白さを感じています。また、行政機関の施策と独占禁止法が緊張関係に立つ場面もありますが、お互いに国益を守るという共通の理念を持つ公務員として、話を重ねていくうちに、一定の方向性を見出すことができた時には、審査業務とは一味違った奥深さを感じました。

業界問わず、国内外の政策動向や、それに関連する事業者の取組に常にアンテナを張るよう意識しています。社会情勢が日々刻々と変化していく中で、情報を受け身で待っているだけでは、対応が遅れてしまいます。また、公取委は、特定の業界を所管していないが、それはすなわち、多種多様な業界に幅広く関わる業務であるということです。様々な業界に興味を持って情報収集をしていると、ひょんなことからその情報が別の業界の検討を行う際に役に立つことがあります。

日頃からニュースを見るのが好き、様々な業界に興味がある、そんな好奇心旺盛な方にとっては、公取委の業務は非常に魅力的でやりがいがあると思います。是非一度、説明会等に足を運んでみてください。

確認してもらい作成するのですが、私は先方から相談内容を漏れなく聞き出すことにはまだ苦戦中です…。

また、当課所管の「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」の普及啓発のため、様々な市町村へ講師派遣に行くこともあります!

業務紹介

経済分析室は13名の常勤職員のほか、3名の経済学者(大学教員)がエコノミックアドバイザーとして在籍しており、経済学博士5名、修士9名を擁するプロフェッショナル集団です(令和8年1月1日時点)。当室は、エコノミックアドバイザーの支援・助言も受けつつ、経済学の専門的知識・経験に基づく分析等を通じて、法執行や政策立案を担う部署への支援を行っています。具体的には、独占禁止法違反被疑事件の審査における経済学的知見に基づく助言や意見書の作成、企業結合審査における競争への影響評価や定量的分析の実施のほか、アンケート調査の設計や統計分析、過去の措置等の事後評価への支援も

行っています。このように、当室は高度な経済理論とデータ分析を駆使し、市場における健全で公正な競争環境作りを支える重要な役割を担っています。

令和7年1月には、経済分析に関心がある又は能力を有する職員がさらに能力を発展・発揮できるよう、国内外の大学院等への留学機会の付与や、経済分析関連部署への優先的・長期的な配置等を制度化した「経済分析担当官制度」も始動し、今後、公取委の中でも、より一層の活躍が期待されています。

経済分析が切り拓く新たな政策の舞台に挑戦したいあなたと共に働く日を楽しみにしています。



今岡 友佳子

Imaoka Yukako

官房 経済分析室係員
令和6年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

経済分析室の総括係員の業務は、経済分析室の全ての業務が円滑に動くよう、縁の下の力持ちとして貢献することです。

具体的には、他課室との調整が必要な際のやり取り、経済学的な見方について相談を受けたときの打合せへの

スキルの向上と専門性の深化に恵まれた環境

経済分析室は公取委の中でアカデミアに最も近い課室の一つであり、学生時代に学んできた内容が活かせたと感じる瞬間にやりがいを感じます。

例えば、他課室が実施する実態調査等の設計が、仮説を実証するのに必要十分であるかどうかを検討したり、データの集計において前処理から作業を行い、資料の作成や担当課室への説明をしたりすることがあります。入局2年目の係員ながら、公取委の業務に貢献している感触や達成感がありました。分析等の結果を政策立案や法執行につなげることが求められるため、その橋渡しに難しさも感じながら業務に取り組んでいます。

その他、海外の大学院等が実施する経済学・データ分析等の研修や学会に参加する機会もあり、スキルの向上や専門性の深化の点でも恵まれた環境だと感じています。

学生時代に経済学や経済分析の手法を学んできた方はもちろん、PythonやStata等のプログラミングコードに関心がある方、中長期的なプロジェクトに携わりたい方、公取委内での新しい分野に興味がある方は経済分析室に活躍のフィールドがあると思います。また、経済分析室では他課室とのコミュニケーション・連携を必要とする場面も多いので、専門外の職員に対してかみ砕いて伝える力がある方、公取委の業務に幅広く携わりたい方も大歓迎です。

官房 会計室

組織の財布を預かる
「屋台骨」会計室！

官房 国際課

世界を舞台に、
競争法の未来を形作る

業務紹介

「公正かつ自由な競争を促進し、守ることで、事業者と消費者、そして社会全体を豊かにする！」というミッション達成のため、このパンフレットで様々な業務を御紹介しています。ですが、業務を行うためには必ず「お金」が掛かります。私たち会計室は、公取委の業務を進めていく上で欠かせない「お金」に関する業務である「会計業務」(公取委全体の予算の作成、執行、決算、会計の監査等に関する事務及び公取委の収入、支出等に関する事務)また、調達した物品等の管理に関する事務を担っています。

会計室の職員は、会計業務に関する法令に従い、全ての課室における「お金」の使い方(支出)のチェック、サポート、手続の案内等を行っています。例えば、業務で必要な物品やサービスの調達では、予算の範囲内で手続的に問題なく行われるという前提のもとで、本局や地方機関の業務がスムーズに進められるようにサポートをしています。このように、公取委の土台を支えるのが私たち会計室の役割です。公取委のミッション達成のため、全ての職員の皆さんと一緒に、日々、業務に取り組んでいます。



金浦 拓未
Kaneura Takumi

官房 会計室係員
令和4年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

会計室の総括係員は、他の課室からの連絡事項や作業依頼に関する室内への展開・取りまとめ、契約・購入等を行うために会計室へ提出する文書(支出伺い)の審査、他の課室からの予算執行に関する相談、他省庁からの作業依頼の対応等と幅広い業務を担っています。

特に、支出伺いの審査に関しては、公取委全体の支出を把握できるので、各課室がどんな業務に力を入れているのかという観点から、公取委全体の動向を知ることができます。これは会計室にしかない魅力です。

業務紹介

国際課は、世界中を訪れるチャンスの宝庫です。欧米やアジア、アフリカ、更にはインド洋の離島に至るまで、様々な国や地域で国際会議に参加し、海外の競争当局と意見交換を行う機会が豊富にあります。発展途上国への技術支援(独占禁止法の執行の蓄積を伝えたり、細かい手続の経験を共有したりします)を通じて、その国や地域の競争法の発展に貢献しています。また、訪日する学生や競争当局の職員に対して、日本の最新の取組を紹介するなど、国際的な影響を実感する瞬間が沢山あります。

加えて、政府の代表として経済連携協定(EPA)の競争政策



林 麻未
Hayashi Asami

官房 国際課係長(総括担当)
平成28年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

国際課の総括係員の業務は、自分で判断できる業務が多く、世界の当局と関わる機会が沢山あります。当局のトップが交代したらお祝いレターを作成したり、在外日系企業に対する競争法違反の通報を受領したり、交渉中の協定の条文不備を見つけて改善を提案したりもします。

章の交渉に加わる、競争当局間で署名する協力取決めを起草するなど、国際的なルール作りにおいて重要な役割を担っています。完成したルールは半永続的な効力を持つため、自分の関わった仕事の成果と意義がとても分かりやすいです。

さらに、デジタル分野の最前線にも立っています。デジタル革新によるテクノロジーの進化と競争法とが交差する領域を、デジタル担当の協力の下、世界の当局と共に手探りしながら進んでいけることは、刺激に満ちた体験です。

総じて、国際課は「世界を舞台に、競争法の未来を形作る」最前線の場所です！

